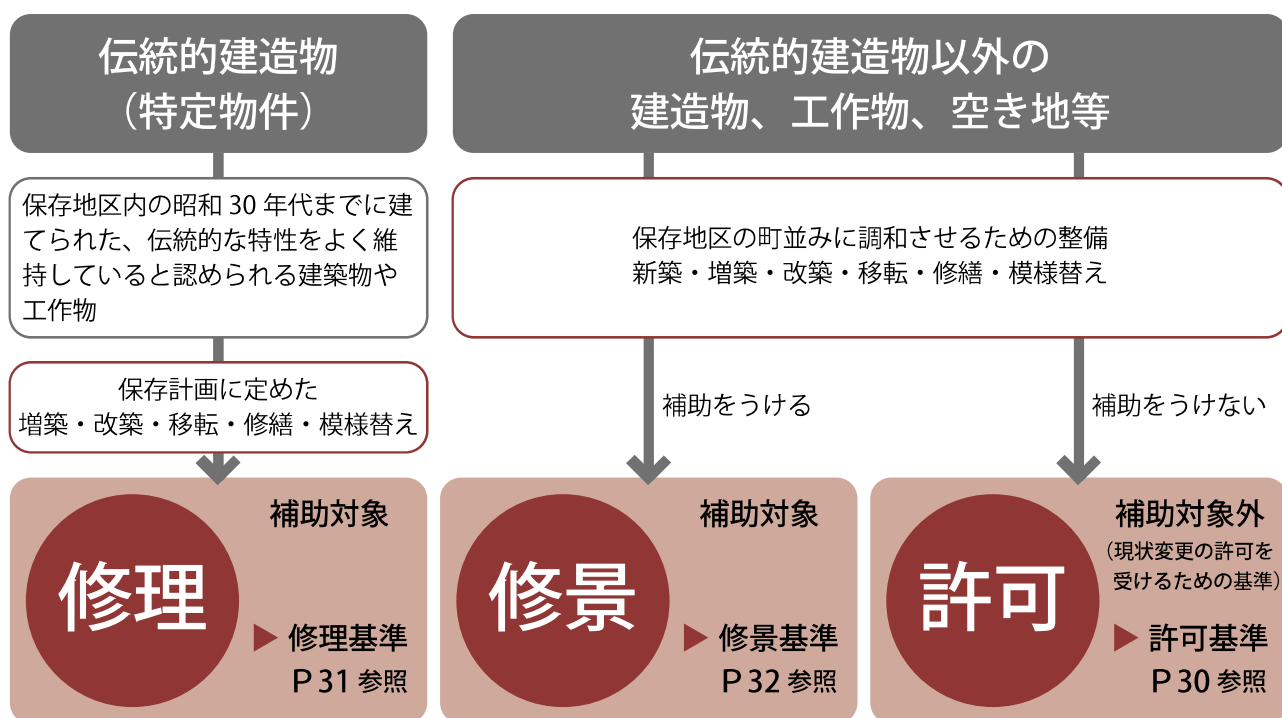


伝統的建造物群保存地区内においては、保存事業として、道路、水路、敷地割りによる「地割」を維持しつつ、伝統的建造物（建築物、工作物）と環境物件を良好に保存するための「修理事業」と、伝統的建造物以外の建造物と新築物件を町並みに調和させるための「修景事業」を実施します。



町並みの変化 (かつての町並みと現在の町並み)

現状変更の許可を得るために守らなければならない基準を「許可基準」として、補助の対象外としています。

許可基準 表

喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区保存活用計画より抜粋

建築物	配置		原則として、通りに面する建築物は、歴史的な敷地割りを尊重した間口幅とし、周囲の伝統的建造物と調和した壁面位置とする。
	構造		原則、木造とする。ただし、用途や防災上の理由等により、やむを得ず木造以外の構造とする場合は、歴史的風致を損なわない形態及び外部意匠とする。
	規模		歴史的風致を損なわないものとする。
	階数・高さ		原則、地上2階建以下とし、周囲の伝統的建造物と調和した棟高とする。
	屋根	形式	原則、2方向以上の傾斜屋根とする。
		材料	原則、金属板葺、日本瓦葺とし、歴史的風致を損なわないものとする。
	下屋	形式	歴史的風致を損なわないものとする。
		材料	原則、金属板葺、日本瓦葺とし、歴史的風致を損なわないものとする。
	外壁及び開口部	玄関	表通りに面する建物では、原則、通りに面して開き、引き戸とする。
		玄関以外の開口部	歴史的風致を損なわないものとする。
		外壁	歴史的風致を損なわないものとする。
色彩		周囲の伝統的建造物に調和させ、歴史的風致を損なわないものとする。	
工作物	門、塀、水路	歴史的風致を損なわないものとする。	
	その他の工作物	歴史的風致を損なわないものとする。	
屋外広告物			自家用看板とし、歴史的風致を損なわない位置、規模、形状、素材、意匠、色彩とする。
建築設備			原則、公共の用に供する場所から望見できない配置、形状とする。ただし、やむを得ず望見できる場所に設置する場合には、歴史的風致と調和する色彩や囲い等を施し、外観上目立たないようにする。
駐車場・空地			通り側には町並みの一体性、連続性を損なわないよう工作物等を設け、歴史的風致を損なわないものとする。
土地の形質の変更			変更後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。
樹木の伐採・植栽			伐採、植栽後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。
土石類の採取			採取後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。

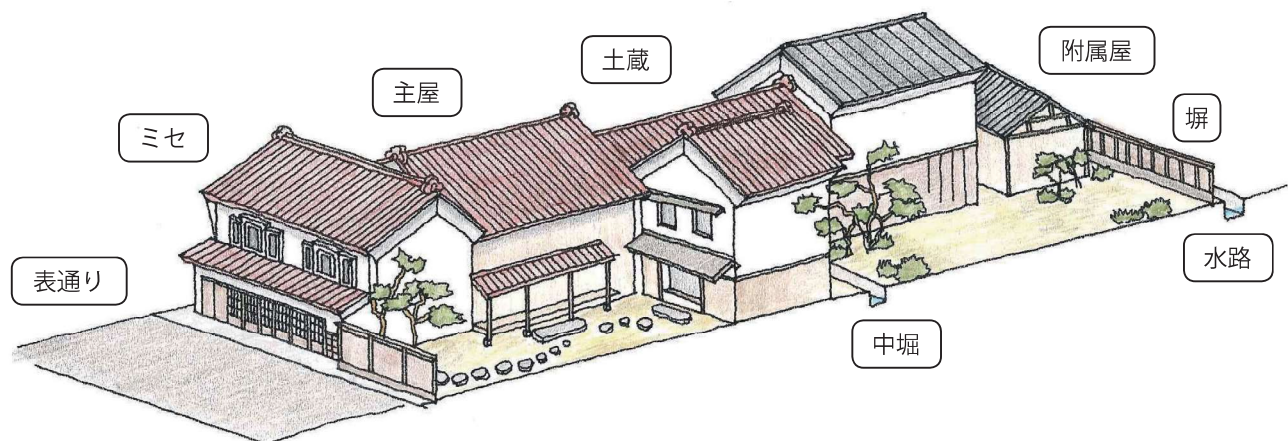
※市長が特に必要と認め、上記の基準に依りがたい場合は、喜多方市伝統的建造物群保存地区保存審議会に諮って決定する。

伝統的建造物（特定物件）については、その構造や意匠を維持することを目的として修理を行います。

修理基準 表

喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区保存活用計画より抜粋

建 築 物	主としてその外観を維持するため、履歴等を調査の上、各建築物固有の伝統的形式を明らかとした上で、原則として現状維持あるいは復原修理を行う。
工 作 物	履歴等を調査の上、各工作物特有の歴史的特性により、現状維持あるいは復原修理を行う。
環 境 物 件	履歴等を調査の上、現状維持及び保全あるいは旧状への復旧とする。



履歴等を調査し建築当初の形式、その後の改造を明らかにします。



伝統的形式を尊重しつつ、主として外観を維持する修理を行います。

伝統的形式にそぐわない改造は、原則として復原を基本にした修理を行います。

小田付の変遷を知ることができるなど、重要な建造物については、文化財指定の上、全面的な復原保存も検討します。



保存地区内にある伝統的建造物以外の建造物、工作物、空き地等については、伝統的建造物と調和のとれた修景を行い、保存地区の環境を維持します。修景事業は、「修景基準」に基づいて実施するものとします。

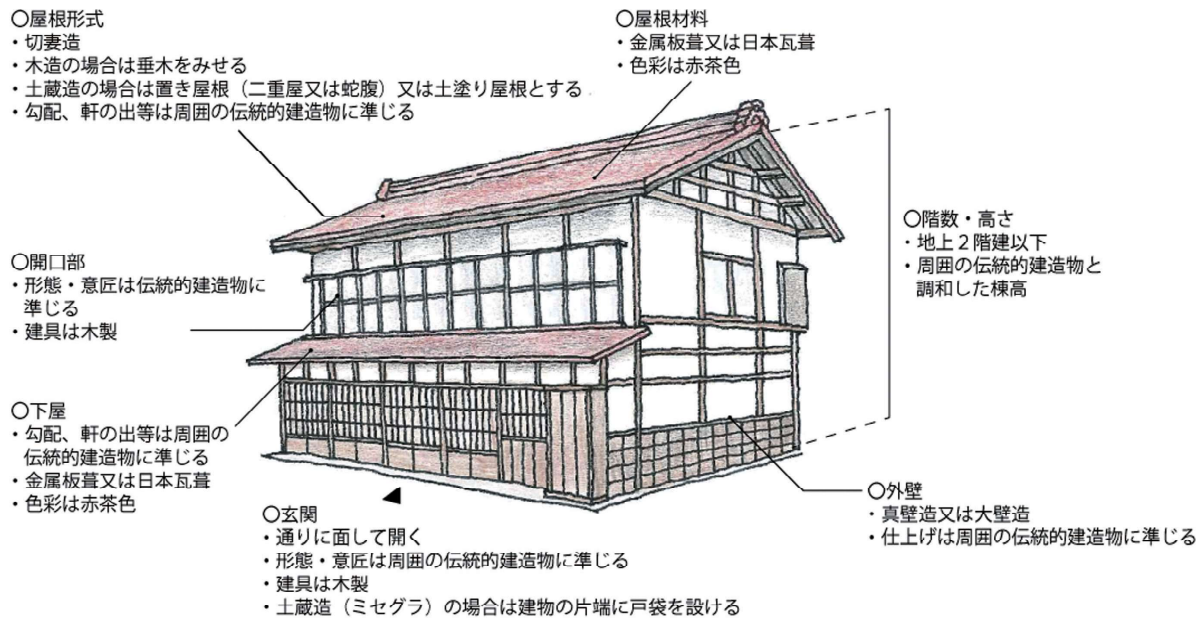
修景基準 表

喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区保存活用計画より抜粋

			1. 表通りに面する敷地に建てられるもの	2. それ以外の敷地に建てられるもの
建築物	配置		- 原則として、歴史的な敷地割りを尊重した間口幅とし、周囲の伝統的建造物と調和した壁面位置とする。 - 原則、敷地の南側に通路をとり、建築物は敷地の北側に寄せて建てる。	原則として、歴史的な敷地割りを尊重した間口幅とし、周囲の伝統的建造物と調和した壁面位置とする。
	構造		原則、木造又は土蔵造とする。	
	規模		周囲の伝統的建造物と調和したものとする。	
	階数・高さ		原則、地上2階建以下とし、周囲の伝統的建造物と調和した棟高とする。	
	屋根	形式	- 原則、切妻造とする。 - 木造の場合は、垂木をみせる。 - 土蔵造の場合は、置き屋根（二重屋又は蛇腹）又は土塗り屋根とする。 - 勾配、軒の出等は、周囲の伝統的建造物に準じるものとする。	
		材料等	- 原則、金属板葺又は日本瓦葺とする。 - 色彩は赤茶色とする。	
	下屋	形式	勾配、軒の出等は、周囲の伝統的建造物に準じるものとする。	設ける場合は、勾配、軒の出等は周囲の伝統的建造物に準じるものとする。
		材料等	- 原則、金属板葺又は日本瓦葺とする。ただし、本屋根が金属板葺の場合は、金属板葺とする。 - 色彩は赤茶色とする。	
	外壁及び開口部	玄関	- 原則、通りに面して開く。 - 形態・意匠は、周囲の伝統的建造物に準じるものとする。 - 建具は原則、木製とする。 - 土蔵造（ミセグラ）の場合は原則、建物の片端に戸袋を設ける。	- 位置、形態・意匠は、周囲の伝統的建造物に準じるものとする。 - 建具は原則、木製とする。
		玄関以外の開口部	- 形態・意匠は伝統的建造物に準じるものとする。 - 建具は原則、木製とする。	
		外壁	真壁造又は大壁造とし、仕上げは周囲の伝統的建造物に準じるものとする。	
	色彩		周囲の伝統的建造物と調和した色彩とする。	
工作物	門、塀、水路	いずれも周囲の伝統的建造物に準じるものとする。		
	その他の工作物	歴史的風致を損なわないものとする。		
建築設備			原則、公共の用に供する場所から望見できない配置、形状とする。ただし、やむを得ず望見できる場所に設置する場合には、歴史的風致と調和する色彩や囲い等を施し、外観上目立たないようにする。	

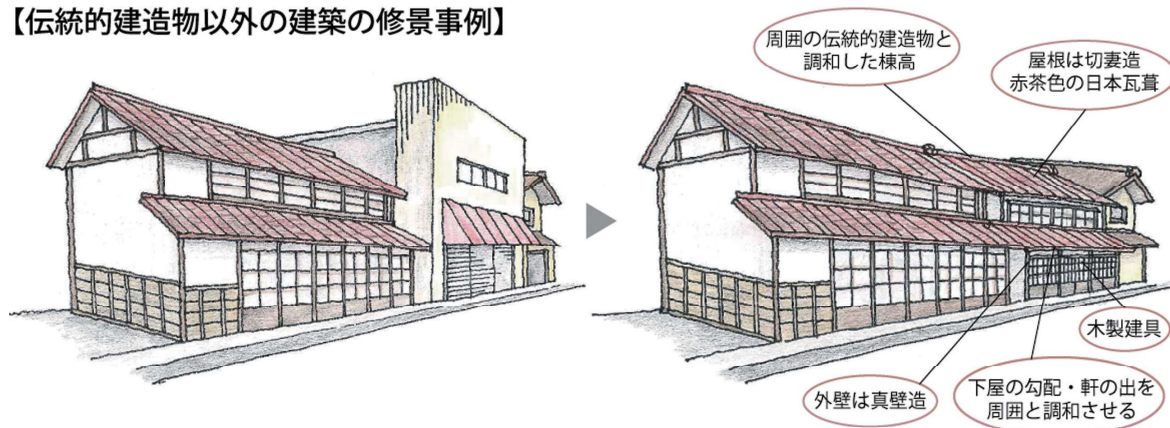
※市長が特に必要と認め、上記の基準に依りがたい場合は、喜多方市伝統的建造物群保存地区保存審議会に諮って決定する。

修景事業のイメージ

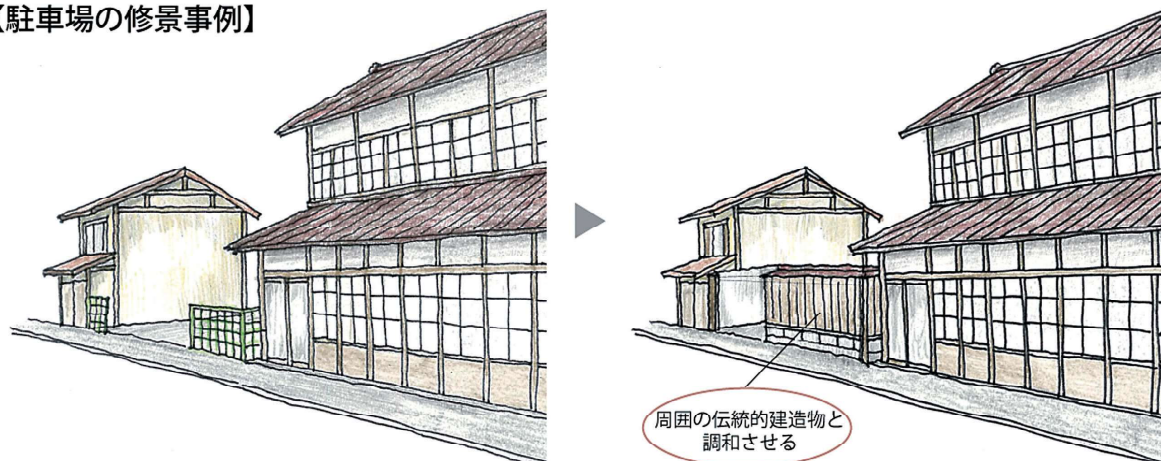


伝統的建造物以外の建築物や工作物の新築や増改築、設置については、伝統的建造物の外観の特性に準じて、これと調和するよう修景します。

【伝統的建造物以外の建築の修景事例】

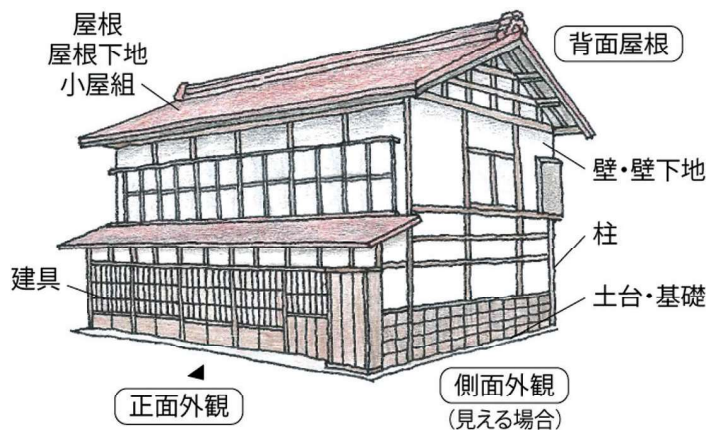


【駐車場の修景事例】



1. 補助金

保存活用計画に基づく建造物等の修理・修景・復旧及び防災対策に要する経費の助成については、「喜多方市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付要綱」により助成します。この補助金は、国（文化庁）の補助金を含むものであることから、遅くとも前年度からの打ち合わせが不可欠です。補助率・補助額については、下表のとおり、建物の種類や工事の内容などで異なる設定になっています。



※伝統的建造物の修理の場合、補助の対象となるのは、外観部分を構成する屋根、壁等及びその下地材、柱、小屋組、土台、根太を含む床組、梁、桁等の横架材等構造耐力上必要と認められる主要部分の修理に要する工事費、設計料及び監理料です。また、これにより構造補強を行うことが可能です。

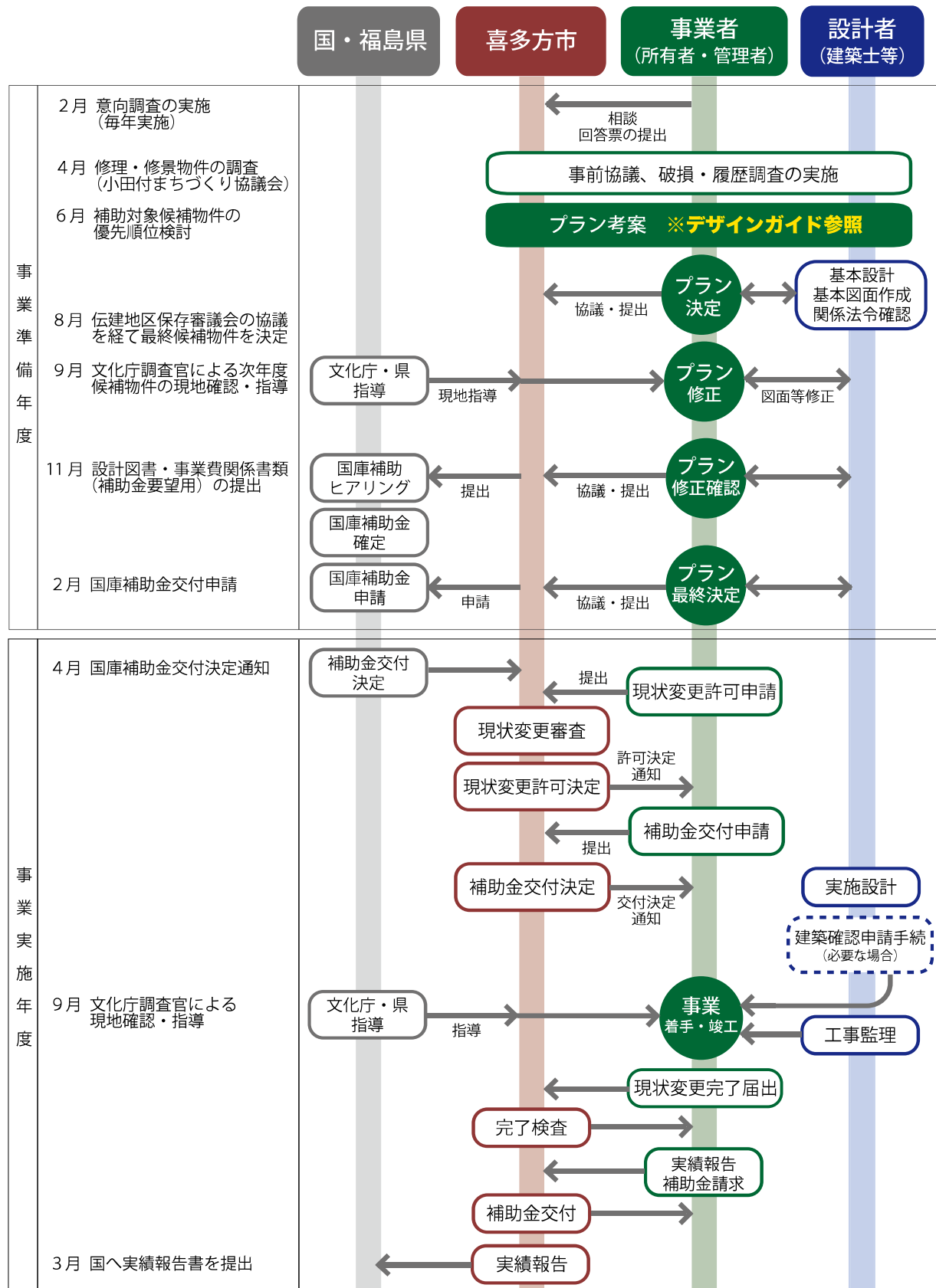
保存事業補助金

「喜多方市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付要綱」より抜粋

補助対象事業の種類	種別	補助対象経費	補助率	補助金限度額
伝統的建造物の修理	建築物【特定物件】 (みせ、主屋、土蔵、附属屋等)	修理基準に基づく外観及び構造耐力上主要な部分（床版及び屋根版の内部表面仕上げを除く。）の修理に係る経費（構造耐力上主要な部分の補強工事に係る経費を含む。）	8/10 以内	1,200 万円
	工作物【特定物件】 (門、塀、石造物等)	修理基準に基づく修理に係る経費	8/10 以内	240 万円
環境物件の復旧等	環境物件【特定物件】 (樹木、庭、水路等)	修理基準に基づく復旧等に係る経費	8/10 以内	140 万円
伝統的建造物以外の建造物の修景	建築物（みせ、主屋、土蔵、附属屋等）	外観の修景基準に基づく修景に係る経費	6/10 以内	900 万円
	工作物（門、塀、石造物等）	修景基準に基づく修景に係る経費	6/10 以内	180 万円
防災対策事業	防災に関するもの	防災上必要な設備の整備等に係る経費	8/10 以内	100 万円
保存団体等の保存活用事業	保存団体等の活動に関するもの	保存活用計画に基づく保存地区の保存及び活用のため必要な事業に係る経費	7/10 以内	70 万円
伝統的建造物の緊急修理	緊急修理【特定物件】	外観の部分的修理で、緊急性がある伝統的建造物の現状復帰に係る経費	3/10 以内	30 万円

備考 伝統的建造物の修理、環境物件の復旧及び伝統的建造物以外の建造物の修景の補助対象経費には、設計及び監理に要する費用を含むことができる。

2. 補助事業の流れ



※建築基準法、消防法等の関係法令については、別途関係機関と協議すること。

喜多方市小田付
伝統的建造物群保存地区
修理・修景デザインガイド

－ 調査・執筆・編集・図版作成 －
東京藝術大学大学院文化財保存学専攻
保存修復建造物研究室
〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8
TEL 050-5525-2284

－ 発 行 －
喜多方市教育委員会
〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244-2
TEL 0241-24-5323

平成 31 年(2019) 3 月 初版
令和 5 年(2023) 3 月 改訂版

【相談窓口】

喜多方市 都市整備課 建築景観係

TEL : (0241)24-5267 FAX : (0241)25-7073

E-mail : toshiseibi@city.kitakata.fukushima.jp

※このデザインガイドは、必要に応じて改訂する場合があります。最新版をお使いください。